

高額障害福祉サービス等給付費等のご案内

1 高額障害福祉サービス等給付費とは

同一世帯に障害福祉サービス等を利用している方が複数いる等により、世帯における利用者負担額の合計が、制度に定める基準額を超えた場合、「高額障害福祉サービス等給付費」「高額障害児通所・入所給付費」が支給されます（基準額を超えた部分を償還払いします）。この償還払いを受けるには申請（初回のみで毎年自動更新）が必要です。
※高額障害児入所給付費に関しては、東京都から支給されますので、詳しくは東京都へお問い合わせください。

2 合算対象となるサービス利用者負担額

NO	対象となる利用者負担額	サービス例
1	障害福祉サービス	居宅介護、重度訪問介護、短期入所など
2	障害児通所に係るサービス	児童発達支援、放課後等デイサービスなど
3	障害児入所に係るサービス	障害児入所サービス
4	介護保険法に基づくサービス	訪問介護、訪問看護、訪問入浴など
5	補そう具費	補そう具の作成と修理

※4、5に関しては、障害福祉サービス等を利用している場合に限りです。

3 世帯の範囲について

種別	合算対象となる世帯の範囲
18歳以上の障害者	障害のある方（ご本人）とその配偶者
18歳未満の障害児	住民票上の世帯

4 基準額について

基準額の原則は、**37,200円**です。

※児童の場合特例があり、世帯所得に応じて4,600円、9,300円、37,200円のいずれかになります。

5 高額障害福祉サービス等給付費と高額医療・高額介護（予防）合算制度について

平成29年8月1日より、介護保険法に基づく高額介護（予防）サービス費の見直しが行われ、新たに、自己負担額の年間の合計額に対して負担上限額が設定されました。

これに伴い、障害者総合支援法施行令及び児童福祉法施行令の改正も行われ、高額障害福祉サービス等給付費並びに高額障害児入所給付費及び高額障害児通所給付費の算定に係る規定が見直され、新たに設定される年間の自己負担額の上限を超えることにより支給される高額介護（予防）サービス費と介護保険法に基づく高額医療合算介護サービス費が併給調整の対象となりました。（以下、高額医療・高額介護（予防）合算制度といいます。）

高額医療・高額介護（予防）合算制度は、前々年8月～前年7月を年間とし、支給を行っております。高額医療・高額介護（予防）合算が完了後、高額障害福祉サービス等給付費の支給額が確定するため、対象の方には直近の利用月から約1年後に通知が発送されます。

<裏面もご確認ください。>

